

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)

法人名	特定非営利活動法人びわ湖なまずの会	実績判定期間	25年4月1日~27年3月31日
1 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間(注意事項参照)において5分の1以上であること。			チェック欄 ✓
実績判定期間			
経常収入金額(㊸の金額)		①	6,590,000円
総収入金額		㊹	10,000,000円
控除金額	国の補助金等の金額(㊺欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㊻	1,000,000円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊼	1,000,000円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊽	円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊾	円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・原則用)①欄の「()」)	㊿	円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用)①欄)	㊿	10,000円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付表1(相対値基準・原則用)㊿欄)	㊿	400,000円
休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・原則用)①欄)	㊿	1,000,000円	
差引金額(㊹-㊻-㊼-㊽-㊾-㊿-㊿-㊿)	㊿	6,590,000円	
寄附金等収入金額(㊿の金額)		②	2,750,000円
受入寄附金総額(付表1(相対値基準・原則用)㊿欄)		㊿	6,500,000円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・原則用)①欄)	㊿	2,390,000円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用)①欄)	㊿	10,000円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付表1(相対値基準・原則用)①欄)	㊿	400,000円
	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・原則用)①欄)	㊿	1,000,000円
差引金額(㊿-㊿-㊿-㊿-㊿)	㊿	2,700,000円	
会費収入(㊿欄と付表2(相対値基準用)④欄のうちいずれか少ない金額)		㊿	50,000円
国の補助金等の金額(㊿欄の金額を限度とする。)		㊿	0円
合計金額(㊿+㊿+㊿)		㊿	2,750,000円
基準となる割合(②÷①)		③	41.7%

○ 総収入金額㊹は、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載してください。
 ※ その他の事業がある場合には、特定非営利活動事業に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計を記載します。
 ○ 総収入金額に、「前期繰越正味財産額」、「借入金収入」、「各種引当金戻入益」が含まれている場合は、これらの金額を控除して記載してください。

○ 補助金㊻は、活動計算書の補助金収入を記載しますが、その中に、国等(国、地方公共団体、独立行政法人及び国が加盟している国際機関等)以外からの補助金(助成金等)が含まれている場合は、これらの金額を控除して記載してください。

○ 固定資産、有価証券等(棚卸資産を除きます。)の譲渡で、臨時的な資産の譲渡金額を記載してください。

○ 上記○イ欄に該当する補助金や未収の寄附金を含まないことにご留意ください。
 ○ 第1表付表1○A欄の金額と一致していることを確認してください。

○ 国の補助金等の金額の金額を算入するか否かを選択できますが、選択した場合に上記○イ欄は空欄となります。

(注意事項)
 ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間ですが、例えば、3月決算法人が平成29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日(認定を受けたことのない法人の場合は平成27年4月1日から平成29年3月31日)となります。
 ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください(第2表以下についても同様です。)